

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【延長】 【共管】
4	内容	《現行制度の概要》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。 《要望の内容》 本制度の適用期間の2年間の延長 《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第1号
5	担当部局	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合) 平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更)。パーク装置を適用対象から除外。 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。 令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し(暫定排水基準の見直し等)も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、

		<p>企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第11条 「政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」</p> <p>○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第25条 「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。」</p> <p>○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。」</p>																												
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境																												
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和3年度の環境基準達成率は全体で88.3%(前回要望時(令和元年度。以下同じ):89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。</p> <p>なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。</p>																												
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>764</td> <td>678</td> <td>601</td> <td>601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p> <p>②: 適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>16,735</td> <td>15,436</td> <td>5,004</td> <td>4,220</td> <td>3,559</td> <td>3,559</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																								
適用件数	1,380	1,138	764	678	601	601																								
年度 区分	令和2	3	4	5	6	7																								
適用額	16,735	15,436	5,004	4,220	3,559	3,559																								

		③: 減収額	(単位: 百万円)																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>96</td> <td>88</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7	固定資産税	96	88	29	24	15	15																																	
		年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7																																										
		固定資産税	96	88	29	24	15	15																																										
	<p>特例率は 1/2 とし、減価率を 0.369 として、下記の式より算出。 減収額 = 適用額 × (1 - 減価率 / 2) × (1 - 特例率)</p>																																																	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基準達成率(全体)</td> <td>88.8</td> <td>88.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(河川)</td> <td>93.5</td> <td>93.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(海域)</td> <td>80.7</td> <td>78.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(湖沼)</td> <td>49.7</td> <td>53.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目の BOD、COD については、昭和 50 年頃の環境基準達成率 55%程度と比較して、令和 3 年度の環境基準達成率は全体で 88.38% (前回要望時(令和元年度。以下同じ): 89.2%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については 93.5%、海域(全体)については 80.7%と高い水準を維持している。(前回要求時: 河川 94.1%、海域 80.5%)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>平成 31 令和元</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,594</td> <td>3,623</td> <td>1,380</td> <td>1,138</td> <td>1,202</td> <td>1,202</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省調べ 平成 30~令和 5 年度の適用件数は平均 2,000 件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7	環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—	環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—	環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—	環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—	年度 区分	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5	適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202
年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7																																												
環境基準達成率(全体)	88.8	88.3	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(河川)	93.5	93.1	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(海域)	80.7	78.6	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(湖沼)	49.7	53.6	—	—	—	—																																												
年度 区分	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	3	4	5																																												
適用件数	3,594	3,623	1,380	1,138	1,202	1,202																																												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、令和 3 年度の環境基準達成率は 88.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>																																																
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。</p>																																															

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>財政投融资:(株)日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」</p> <p>概要: 中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合に特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度: 中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間: 20 年以内)</p> <p>財政投融资は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。</p> <p>一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 3 年 8 月